

令和4年度 国民年金保険料の免除申請が7月1日から始まります!

年金制度は、現役世代が保険料を払い、高齢者の生活を支えるという「世代間扶養」の仕組みで、皆さまのいずれ迎える老後生活を**世代が順送り**で支えるものです。また、老後だけではなく、若い時、万が一障害を負われたときや死亡された場合でも、ご本人やご遺族の生活を支えます。収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。しかし、納め忘れのままにすると「**老齢年金**」や「**障害年金**」、「**遺族年金**」を受けられない場合があります。そのような状況を防ぐため、「**免除**」または「**納付猶予**」される制度があります。

※審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

全額免除・一部免除制度

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。免除額は

①全額免除

②**一部免除(4分の3、半額、4分の1)**があり、免除期間は受給資格期間に反映されますが、②の場合は減額された保険料を納付されない限り、『未納』扱いとなり、年金受給資格期間には反映されません。ご注意ください。

納付猶予制度

50歳未満の方で、**本人、配偶者**それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

※新型コロナウイルス感染症の影響のある方は申請時に別書類があります。ご相談ください。

学生納付特例制度(学生免除)もお済みですか?

所得制限・対象校あり。年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号又はマイナンバー、住所、生年月日が分かるものを手元にご準備ください。

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 ②番→②番
村民課 年金係 ☎966-1205



多言語
(International)

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求期限は、**令和5年3月31日まで**となっています。

※請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象となる方

令和2年4月1日(基準日)において公務扶助料、援護年金等の受給者がいない場合に先順位1名に対して特別弔慰金(5年償還の記名国債)が支給されます。

支給対象者は戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 戦没者等の子
- 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

請求手続きがお済みの方

請求書の受付から国債交付までのおおよその期間について

コロナウイルスや社会情勢等により、請求書を受理してから国債のお渡しまでに、**現在、1年~1年半程度かかっています。**

お問い合わせ:福祉課 特別弔慰金担当 ☎966-1207